

第139回教育研究評議会議事要録

日 時 平成28年9月12日（月）14時58分から16時19分まで

場 所 本部棟5階 大会議室

欠席者 大庭評議員

陪席者 千家監事，篠塚監事

- ・第138回の教育研究評議会議事要録について承認された。

議題1. 島根大学学則の一部改正について

荒瀬理事から資料1により学校教育法改正において、高等学校等の専攻科修了者に編入学の資格を与えられたことに伴い、学則に所要の改正を行うことが説明され、原案どおり承認された。

議題2. 島根大学大学院学則の一部改正について

荒瀬理事から資料2により学校教育法施行規則改正において、外国の大学において修業年限が3年間の学士課程を修了した者に、大学院への入学資格を与えられたことに伴い、大学院学則に所要の改正を行うことが説明された。

なお、大学院への入学資格が認められるためには、当該国において認証評価機関による認証の仕組みがとられていること及び修業年限が3年以上であることの2点が要件となることが補足説明され、原案どおり承認された。

議題3. 名誉教授の称号授与について

廣光総合理工学研究科長から資料3により平成28年9月30日で退職する教員に対し本学名誉教授称号授与規則第2条第1号の規定により称号授与を提案すること、その推薦理由について説明がされ、原案どおり承認された。

議題4. 奥出雲町との包括的連携に関する協定の締結について

秋重理事より資料4により協定の目的、連携・協力する事項、奥出雲町と島根大学の連携実績について説明がされ、原案どおり承認された。

協議事項1. 学士課程教育の転換について

学長から、教育開発センター運営会議で議論されている「ナンバリング」は学位プログラムと強い関連性があり、大学の教育方針の転換となりうることから、教育開発センター長の説明の後、意見交換を行いたいとの主旨説明があった。

平川センター長から「ナンバリング」は学位を与える授業の難易度、位置づけを明確にしカリキュラムの体系化を行うもので、以下の2つの視点が必要であることが説明された。

1. カリキュラムを学士課程修了に必要なレベル、達成度の視点で再整理する
2. 科目の配置が学年進行から達成度進行に変わる

評議員からは、以下の質問、意見が出された。

- ・カリキュラムを整理し達成度、レベルに合せた授業を置くまでの検討が必要であることが学部で理解されているのか。

（平川センター長：教育開発センター運営会議からはナンバリングのための桁、フォーマットの提示にとどまっている。）

- ・今のカリキュラムがある程度、学士教育課程の視点で体系化できている学部、学科はその段階でナンバリングしても良いのではないか。

- ・医学教育は達成度で評価している。医学部もこの議論に加わるのか。
(平川センター長：医学部も含め全学での枠組みを定める。医学部教育に齟齬が出ない範囲で取組めるものをお願いする。)

最後に学長より、今後も適宜センター長から説明いただき、教育研究評議会として評議員と共通認識を持って進めていきたいとの意見が述べられた。

報告事項

学長から、報告事項については、「会議の効率的な開催について（申し合わせ）」に基づき特に説明が必要な事項について報告する旨の説明があり、以下の報告事項について担当理事より報告があった。

報告事項2「人間科学部の設置承認について」は資料7に基づき秋重理事より大学設置・学校法人審議会での設置が許可されたことが報告された。

報告事項3「平成29年度概算要求の概要について」は資料8に基づき松浦理事より報告がされた。

報告事項5「地域創生人材支援制度における人材の派遣について」は資料10に基づき藤田理事より報告がされ、人材派遣の要請があった際の協力依頼がされた。

報告事項6その他について4件の報告があり、「教育研究評議会評議員の選出について」は学長より島根大学教育研究評議会規則第2条第7項に基づき、法文学部村瀬俊樹（むらせ としき）教授が評議員に指名されたことが報告され、「正門及び東門付近の安全対策について」は資料11に基づき松浦理事より報告がされ、「学生による鳥取砂丘での落書きにについて」は荒瀬理事より学生の懲戒が決定したことが報告され、「ホームカミングデーの開催について」は資料12に基づき藤田理事から案内がされた。